

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針 （令和6年12月24日閣議決定）（抄）

4. 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

（48）次世代育成支援対策推進法（平15法120）

養育里親及び親族里親が要保護児童を養育するための休暇については、次回の行動計画策定指針（7条1項）の見直しの際に、事業主が当該休暇を設けることが望ましい旨を当該指針に記載する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。